

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両） ※東武バスセントラル(株)東京都分

(2020年度)

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武バスセントラル株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを17台導入する。(2020年度～2024年度)	2020年度にノンステップバスを12台導入した。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員がお客から求めに応じて提供する設備の役務の提供	・聴覚障害者からの求めに応じて運転席に配備してある筆談具を積極的に活用するよう再徹底を図る。 ・車いすなどスロープによる乗降が必要な場合においては、速やかに役務の提供を行えるよう訓練を重ねる。	本年度計画中

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの利用方法の掲載	・お客様がスムーズにバスをご利用いただけるよう接遇研修モデルプログラム等に基づき、繰り返し従業員研修を行う。 ・ミライロIDの適用を速やかに進め、確認の最適化を図る。また適用開始のタイミングに合わせ、ホームページに掲載し、周知を図る。	本年度計画中

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	車内の行先表示機の代替を検討し、視認性向上を図る。(2020年度～2024年度)	計画どおり順次代替を進めている。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	乗務員を対象とした高齢者、障害者の方の乗降支援を徹底するため、安全運動期間中を中心に事業所単位で実施している事故防止教育内で、事例等を用いて周知を図る。	計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内等での告知	車内放送および車内に貼付したステッカーなどを通じて、車内事故防止PRを積極的に行うほか、適宜、肉声でのご案内も行い、車内事故防止の絶無を図る。	前年度および本年度も継続して実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・利用者が多いバス停留所に上屋をウェブサイトや電話で寄せられるお客様からの声を、すべての乗務員を対象として行っている業務研修内で共有を図り、再発防止に努めた。

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公開

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備えたもの		リフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	142	114	100	14	0	0	0	28	28	0	2	0	0	0
年度内に供用を開始した車両数	15	12	12	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	19	12	12	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0
年度末車両数	138	114	100	14	0	0	0	24	24	0	2	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両） ※東武バスセントラル(埼玉県分)

(2020年度)

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武バスセントラル株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを18台導入する。(2020年度～2024年度)	2020年度にノンステップバスを7台導入した。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員がお客から求めに応じて提供する設備の役務の提供	・聴覚障害者からの求めに応じて運転席に配備してある筆談具を積極的に活用するよう再徹底を図る。 ・車いすなどスロープによる乗降が必要な場合においては、速やかに役務の提供を行えるよう訓練を重ねる。	本年度計画中

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの利用方法の掲載	・お客様がスムーズにバスをご利用いただけるよう接遇研修モデルプログラム等に基づき、繰り返し従業員研修を行う。 ・ミライロIDの適用を速やかに進め、確認の最適化を図る。また適用開始のタイミングに合わせ、ホームページに掲載し、周知を図る。	本年度計画中

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	車内の行先表示機の代替を検討し、視認性向上を図る。(2020年度～2024年度)	計画どおり順次代替を進めている。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	乗務員を対象とした高齢者、障害者の方の乗降支援を徹底するため、安全運動期間中を中心に事業所単位で実施している事故防止教育内で、事例等を用いて周知を図る。	計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内等での告知	車内放送および車内に貼付したステッカーなどを通じて、車内事故防止PRを積極的に行うほか、適宜、肉声でのご案内も行い、車内事故防止の絶無を図る。	前年度および本年度も継続して実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・利用者が多いバス停留所に上屋をウェブサイトや電話で寄せられるお客様からの声を、すべての乗務員を対象として行っている業務研修内で共有を図り、再発防止に努めた。

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公開

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備えたもの		リフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	150	130	124	6	0	0	0	20	20	0	10	0	0	0
年度内に供用を開始した車両数	13	12	12	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	14	8	8	0	0	0	0	6	6	0	4	0	0	0
年度末車両数	149	134	128	6	0	0	0	15	15	0	6	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(2020年度)

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武バスウエスト株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを35台導入する。(2020年度～2024年度)	2020年度にノンステップバスを11台導入した。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員がお客から求めに応じて提供する設備の役務の提供	・聴覚障害者からの求めに応じて運転席に配備してある筆談具を積極的に活用するよう再徹底を図る。 ・車いすなどスロープによる乗降が必要な場合においては、速やかに役務の提供を行えるよう訓練を重ねる。	本年度計画中

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの利用方法の掲載	・お客様がスムーズにバスをご利用いただけるよう接遇研修モデルプログラム等に基づき、繰り返し従業員研修を行う。 ・ミライロIDの適用を速やかに進め、確認の最適化を図る。また適用開始のタイミングに合わせ、ホームページに掲載し、周知を図る。	本年度計画中

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	車内の行先表示機の代替を検討し、視認性向上を図る。(2020年度～2024年度)	計画どおり順次代替を進めている。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	乗務員を対象とした高齢者、障害者の方の乗降支援を徹底するため、安全運動期間中を中心に事業所単位で実施している事故防止教育内で、事例等を用いて周知を図る。	計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内等での告知	車内放送および車内に貼付したステッカーなどを通じて、車内事故防止PRを積極的に行うほか、適宜、肉声でのご案内も行い、車内事故防止の絶無を図る。	前年度および本年度も継続して実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・利用者が多いバス停留所に上屋をウェブサイトや電話で寄せられるお客様からの声を、すべての乗務員を対象として行っている業務研修内で共有を図り、再発防止に努めた。

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公開

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	309	288	256	32	0	0	0	21	21	0	4	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	16	14	14	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	16	14	14	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
年度末車 両数	309	288	256	32	0	0	0	21	21	0	4	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2020年度）

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武バスイースト株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを25台導入する。(2020年度～2024年度)	2020年度にノンステップバスを7台導入した。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員がお客から求めに応じて提供する設備の役務の提供	・聴覚障害者からの求めに応じて運転席に配備してある筆談具を積極的に活用するよう再徹底を図る。 ・車いすなどスロープによる乗降が必要な場合においては、速やかに役務の提供を行えるよう訓練を重ねる。	本年度計画中

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの利用方法の掲載	・お客様がスムーズにバスをご利用いただけるよう接遇研修モデルプログラム等に基づき、繰り返し従業員研修を行う。 ・ミライロIDの適用を速やかに進め、確認の最適化を図る。また適用開始のタイミングに合わせ、ホームページに掲載し、周知を図る。	本年度計画中

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	車内の行先表示機の代替を検討し、視認性向上を図る。(2020年度～2024年度)	計画どおり順次代替を進めている。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	乗務員を対象とした高齢者、障害者の方の乗降支援を徹底するため、安全運動期間中を中心に事業所単位で実施している事故防止教育内で、事例等を用いて周知を図る。	計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内等での告知	車内放送および車内に貼付したステッカーなどを通じて、車内事故防止PRを積極的に行うほか、適宜、肉声でのご案内も行い、車内事故防止の絶無を図る。	前年度および本年度も継続して実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・利用者が多いバス停留所に上屋をウェブサイトや電話で寄せられるお客様からの声を、すべての乗務員を対象として行っている業務研修内で共有を図り、再発防止に努めた。

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公開

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備えたもの		リフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	137	128	108	20	0	0	0	9	9	0	5	0	0	0
年度内に供用を開始した車両数	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車両数	136	127	107	20	0	0	0	9	9	0	5	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。